

# 別表

| 対象外種目                   | 厚生労働大臣が定める者のイ<br>(告示で定める福祉用具が必要な状態) | 厚生労働大臣が定める者のイに該当する<br>基本調査の結果   |
|-------------------------|-------------------------------------|---|
| ア 車いす及び<br>車いす付属品       | 次のいずれかに該当する者                        |   |
|                         | (一) 日常的に歩行が困難な者                     | 基本調査 1-7 歩行ができない  |
|                         | (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者     | 調査項目なし (判断要件は <b>(注1)</b> 参照)   |
| イ 特殊寝台<br>及び特殊寝台付属品     | 次のいずれかに該当する者                        |   |
|                         | (一) 日常的に起きあがり困難な者                   | 基本調査 1-4 起きあがりできない  |
|                         | (二) 日常的に寝返りが困難な者                    | 基本調査 1-3 寝返りができない   |
| ウ 床ずれ防止用具<br>及び体位変換器    | 日常的に寝返りが困難な者                        | 基本調査 1-3 寝返りができない   |
| エ 認知症老人徘徊感知<br>機器       | 次のいずれにも該当する者                        |   |
|                         | (一) 意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 | 基本調査 3-1 意思の伝達がときどきできる又はほとんど不可またはできない<br>又は次の項目で「できない」場合<br>基本調査 3-2 毎日の日課を理解<br>基本調査 3-3 生年月日をいう<br>基本調査 3-4 短期記憶<br>基本調査 3-5 自分の名前をいう<br>基本調査 3-6 今の季節を理解<br>基本調査 3-7 場所の理解<br>又は次の項目で「時々ある」、「ある」の場合<br>基本調査 3-8 徘徊<br>基本調査 3-9 外出して戻れない<br>基本調査 4-1 被害的<br>基本調査 4-2 作話<br>基本調査 4-3 感情が不安定<br>基本調査 4-4 昼夜逆転<br>基本調査 4-5 同じ話をする<br>基本調査 4-6 大声を出す<br>基本調査 4-7 介護に抵抗<br>基本調査 4-8 落ち着きなし<br>基本調査 4-9 1人で出たがる<br>基本調査 4-10 収集癖<br>基本調査 4-11 物や衣類を壊す<br>基本調査 4-12 ひどい物忘れ<br>基本調査 4-13 独り言・独り笑い<br>基本調査 4-14 自分勝手に行動する<br>基本調査 4-15 話がまとまらない<br>その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 |
|                         | (二) 移動において全介助を必要としない者               | 基本調査 2-2 移動が介助なし、見守り等又は一部介助   |
| オ 移動用リフト<br>(つり具の部分を除く) | 次のいずれかに該当する者                        |   |
|                         | (一) 日常的に立ち上がりが困難な者                  | 基本調査 1-8 立ち上がりができない   |
|                         | (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者             | 基本調査 2-1 移乗が一部介助又は全介助   |
|                         | (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者         | 調査項目なし (判断要件は <b>(注1)</b> 参照)   |
| カ 自動排泄処理装置              | 次のいずれにも該当する者                        |   |
|                         | (一) 排便が全介助を必要とする者                   | 基本調査 2-6 排便が全介助   |
|                         | (二) 移乗が全介助を必要とする者                   | 基本調査 2-1 移乗が全介助   |

※「厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果」の項目は、通知に基づき基本調査項目を列記しています。

**(注1)** 「主治の医師から得た情報」及び「福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント」により、指定居宅介護支援事業者または指定介護予防支援事業者が福祉用具貸与の必要性を判断します。→市への書類提出は不要